

そのような背景にかかわらず、決算の状況は、歳入において前年度比九・三％、歳出においては九・四％とそれぞれ増となっており、当初予定された施策はおおむね達成されていることは、去る十一月の決算特別委員会で審議し尽くされました。皆様御承知のことでございます。また、決算審査意見書に述べられているとおり、執行状況、会計中も適正な処理が行われているものと認めるものであります。

○体系的に申し上げますと、財政構造の目安としての経常収支比率が七三・四％と前年に比べ二・六％低くなり、財政運営上好ましい結果となり、公債比率において若干伸びたものの義務的経費比率は繰上償還の繰り上げ償還をしたにもかかわらず前年度より構成比において一・八％減となり、その努力に對し敬意を表するものでございます。また、自主財源の乏しい財政の中にもかかわらず将来に備えて二億八千余万円の基金を用意するとともに一億二千三百余万円の繰越金でできたことは、すこしに心強く感ずるものであります。

今後、厳しさを増す経済状態のもとで行政水準を低下させることなく多様化する市民の要望を満たしていくのは難事であると思っておりますけれども、

理事各員を初めとして職員一体となり財源の確保に当たり、経常経費の抑制を図るとともに効率的運営に向け、その一段の努力をお願いいたします。私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（田村市郎君）

以上討論は終わります。

これより議案第六十八号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田村市郎君）

起立多数であります。

よって議案第六十八号は

委員長の報告とおり認定されました。

○議長（田村市郎君）

日程第三議案第六十九号 昭和五十八年度福生市

国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本委員については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君)

御指名がございましたので議事次第六十九号につきまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議事不審直報告書) 別添参照

議案の説明は省略いたしまして直ちに質疑に入りました。

委員より、一般会計からの繰入金についてどのように処置していくおつもりであるかとの質問にしまして、繰入金については一般会計にかなりの財源的な依存をしており、本来の特別会計のあり方からは逸脱している。繰入金に依存しないような国保会計であってほしいわけであるが、現実にはどの保険者も一般会計にお頼いしていかないと運営が成り立たないような状況である。現在のところ九千二百万円になって、るが、年度末に繰越金が出るような取り扱ひも検討している。このところ老人保健法の施行、退職者医療の実施

というような不確定要素が次々と国保会計の財政上の問題として出てきている。老人保健法も施行されましたが、実際には拠出金と医療費とはかなりの開きがある。また、これは二年サイクルで精算がされるが、五十八年度の状況を見たとき、大体返還金が六十年年度で六千万円ぐらいになるのではないかと予測している。予測どおりにいけば一般会計に返済できるわけが、繰入金は少なく済む計算であるとの説明がなされました。

また、委員より、質問として繰入金で福王市では一人当たり幾らか、二十六市の平均では何位であるかとの質問がなされました。

これに対して、福王市では一人当たり五千七百三十六円であり、順位は九千二百万円繰り入れしているのだから九番目ぐらいになっているとの説明がなされました。

また、質問として健康家庭記念品の内容について、高額医療の内容について、保険委員との集金内容について、保養施設の関係についての質問がなされました。

まず健康家庭記念品については四百四人が対象であった。内訳は単身一

一人の方については千四百五十円の品物、二人以上の方については四千円の品物を贈った。昨年は三百三十二人が対象であったので今年はふえている。

高額医療費の関係だが、一カ月の最高額が百四十五万六千七百七十六円であった。

保険委員の集金であるが、これは集金率は一〇〇%である。しかしながら、これらについて今後の取り扱いは検討をしていきたい。保養施設の関係であるが、延べ十三名の利用があった。これも今後の施設の利用内容等については検討して、またいとの説明の後、お諮りいたします。このころ全員異議なく原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第六十九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十九号

は委員長の報告どおり認定されました。

○議長(田村市郎君) 日程第四議案第七十号昭和五十八年度福生市老人

保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第七十号につき、

まして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

議案の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

委員より、歳入歳出で不採りならば各保険者が七〇%、国が二〇%、郡が五%、市が五%の負担割合で拠出されることになっているが、結果を見ますと市が六・三%拠出している。その過不足は翌年度で精算されるというが、どういふことか。また、支払基金交付金とか国、郡、支出金がスムーズに采っているかどうかとの質問に対し、市は基本五%を負担すればよいわけであるが、六・三%ということで一・三%分を余分に支払った形で決算がされております。と申しますのは支払基金が六百七十九万八千三百三十二円で、これは七〇%を想定したときの歳入の欠陥とっております。それから、それから国庫支出金が百九十四万三千三百八十円、さらに郡負担金が四千八百七十九万五千五百円、この歳入不足を採っております。予算現額に比較して非常に差があり、二月当初において減額補正を予定し

たわけでございます。しかし、支払基金から予定どおりの金が採れません。

これは何回も問い合わせても来ないということで、また、国と郡の負担金が今後どうなるかということも問い合わせたのですが、厚生省では配分に非常に困ったような内容である。そのため三月二十七日に国の二月、三月分の負担金はゼロにする。三月二十六日に郡の負担金はゼロにするという通知が来ております。始めて一年間の予算でございましたが、歳入の金額が予定どおり来なくては市は大変困るということと強く要望しております。また、この不足分は翌年度の歳入で入ってくるわけですが、支払基金については十月に入ります。国、郡については来年度の二月に入ります。ここで初めて負担割合が七〇、二〇、五と五と、こういうことになるわけですから、以上のよう説明がなされました。

また、質問として、それでは結果的には来年度の二月になるとそのように適正化されるわけであるが、今後の問題として、それまで支払いは待つわけにいかないので市が負担するという形になるのか。それと、今後途中で十月、十一月、二月なりさらりと補てんがされればいいが、国や郡の財政事情によって負担

割合が変つてしまふことはないのかとの質問がなされて、これに対し
て、担当としては関係者会議を開いてもらうことがないよう強く要望
してゐる。 部の方針としては、五十八年度の実績を申し上げますと、実際に
市の拠出金と医療費を多目に見たために五％枠がふくれたわけであるが、
払えた市が小平、国立、武蔵村山、武蔵野、福生の五市であつたと六市が
繰り上げ充用で翌年の財源を使つてゐる状態である。 残り十五市は
大変問題があるかと思ふけど、予算編成上、市の繰出金の五％を超え
た分については補正予算として充当したという経過がある。 もうしますと、
このよう形で支払ひをしていけば完全にセ〇、二〇、五、五の原則が崩れてしまつて
市が大きな負担を負ふような形になつてしまふ、このようにならないように現在
強く要望してゐる状態である。

東京都の見解としては、各市の医療費の支払ひ状況によりまして九月、十二
月、二月、三月に当初の支払ひ予定をした計画を申請、変更するよう形を
取り入れてゐるが、果たしてこの結果がどのようにならば来年の三月になつてみ
なければわからないと思われましてこの説明がなされました。

また質問として、医療費の関係で老人保健医療特別会計ができて
らるに医療が有料になつたわけであるが、六十五歳以上のお年寄りの受診率
がどう変化したか。 老人保健法施行前と比べてどうかとの質問がなされまし
た。

これに對して、五十八年度の受診率は一・〇六で当初予算では一・〇九を見込
んでゐた。 参考までに無料のときの受診率を申し上げますと昭和五十七年
度は二月の特別会計を除いて一・二一であつたとの説明がなされました。

また質問として、無料のときと比べて有料になつてからは受診率が下
がついてゐるということがはっきりしてゐるが、当初一・〇九を見込んだのは五十七年
度の一・二一を見て推定されたというふうに考えられるが、この場合、市内の
お年寄りの受診率は見てわかるが、有病率——病気になつてゐるお年
寄りがどのくらいいるかわければ教えてほしいとの質問に対し、一・二一というのは
五十七年度の年度末の数字で予算編成のときには途中までの経過を
参考にして推計してゐるのでその差が出たわけである。

また、有病率は受診率から判断するよりはかに判断することはない、

ないというところであるとの説明の後、お諮りいたしましたところ賛成者多数で原案を認定すべきものと決定した次第であります。

何とぞご当委員会報告により御決定くださるようお願い申し上げます。審直報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。十一番 原敏子君。

(十一番 原敏子君登壇)

○十一番(原敏子君) 議案第七十号昭和五十八年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について反対討論をいたします。

本特別会計は老人保健法制定に伴う財政的な裏づけとなるもので、老人保健法は自民党政治の行政改革のもとにお年寄りの医療

費を有料としたためお年寄りの治療と入院を抑制するものとなっております。老人保健法制定後、当市でもお年寄りの受診率が低下してまいす。老人保健法によりお年寄りの医療費が有料となったためお年寄りが安心して病院へ行くこともできなくなっており、お年寄りの命と暮らしを脅かしています。

また、地方自治体に対しても政府の仕事と肩がわりさせ、市財政にもしわ寄せをきてきています。

市長は、政府のこのような措置に対して市民の命と暮らしを守る断固とした態度をとり、お年寄りの医療の低下を招かないよう関係機関に強く要望すべきであります。

そして、当面お年寄りの自己負担分を市が肩がわりし、お年寄りの期待と要望にこたえるよう強く要望いたします。本特別会計決算認定について簡単ですが、反対討論をいたします。

○議長(田村市郎君) 以上で討論を終わります。

これより議案第七十号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本안은 原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君)

起立多数であります。

よつて議案第百七十一号は、原案

のとおり認定されました。

題いたします。

本안について、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君)

御指名がございしたので、議案第百七十一号につい

て審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本안は、昭和五十八年度福生市福生市計画事業福生工地区画整理事業会計決算認定でありまして、説明を省略し直ちに質疑に入りまして、たとふ全員異議なく原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。

何とが、当委員会報告のとおり決定くださいますよう、お願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第百七十一号について採決いたします。

本안에對する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本안は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第七十一号は、委員長の報告どおり認定されました。

○議長(田村中郎君) 日程第六議案第七十二号 昭和五十八年度福生市

下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第七十二号につ

いて審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

本案は昭和五十八年度福生市下水道事業会計決算の認定でありまして、理事者よりの説明を省略し質疑に入りましたところ、委員より、下水道

会計の繰入金金は五十八年度で総額は幾らになるか。また、現在供用開始告示以来普及率はどのくらいになるかとの質問に對して、繰入金金の総額は四十九年度から約四十二億六千万円であり、普及率は六月末現在で告示面積は六百三十七ヘクタールであり、水洗化世帯数は一万三千四百軒で人口に換算すると約三万七千五百人であり、七六%の率であるとの説明がありました。

また、委員より、使用料滞納繰越は何%ぐらいか。それと未収入金額が総体で幾らぐらいあるかとの質問に對して、繰り越しは年度末で歳入未済額が百三十九万三千二百円で、件数にして四百五十二件であり、収入率が六三・九%ということで、十月三十日現在で滞納額は百一件で金額は四十一万一千五百円で非常に収入されている状態であるとの答弁がありました。

また、委員より、受益者負担金は当年度をもって事業認定面積全域が終了するとうが、現年度で七十九万九千九百九十九件の滞納繰越分を含めると二千五百四十四件というのは非常に多いが、その後徴収は進んでいるのか。これに對して、この滞納繰越金はこの時点では三百三十六万六千六百円、率としては五〇・一%

と低い。十月末では一千五十三件で未済額では二百四十八万八千七百二十円という
ようになつてゐり、現年度では現在五百八十三件で百六十六万八千八百六十円
というふうに進んでゐるとの説明がありました。

また、委員より、受益者負担金の不納又損処分というものは一般的にはあり
得ないと思ふが、その例はどのようなものかとの質問に對して、五十三年度分が
ことしの四月で五年間を過ぎたが、實際に不納又損が出たわけであるが、
その件数は四十三件で、金額は九万六千五百六十円であり、どのような人か
というとき市税が払えない人とか七千円の人だとか行方がわからぬ人等が
あるとの説明がありました。

また、供用開始後三年間経過したが、未改造のものはどのくらいある
のかとの質問に對して、六月三十日の資料では全体棟数は一万百二十棟
で未改造が三千五十棟もあり率としては三〇%だが、この件については、
今後、いろいろの事情があるが強く改造に意欲を喚起して努力するとの
説明がありました。

また、委員より、せっかく巨額の金額を通したのだから、また、市民の快

適な生活と環境づくりのためにも一生涯命を力してもらいたいという要望
もあり、お諮りしたところ、全員異議なく原案どおり認定すべきもの
と決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます
として、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終了しました。

これより委員長の報告に對する質疑を行ひます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終了いたします。

これより議案第七十二号につき採決いたします。

本案に對する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第七十二号は、

委員長の報告により認定されました。

○議長(田村市郎君) 日程第七議案第七十三号昭和五十八年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第七十三号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。(議案審査報告書) 別添参照

本案は昭和五十八年度福生市受託水道事業会計決算の認定であります。内容説明を省略して質疑に入りましたが、委員より、都らの水道事業の収入が五十六年度、五十七年度で比率が四二%、五十七年、五十八年度においては五七%と前年度より減っているが、市の水道の

普及率が十分に満足できる状態なのか。また、給配水だが、年間有収水量が前年度において有収比率が八七・七四%で当年度は八六・二%に減っているが、その原因は何か。また、道路の自然漏水修理が三十三件であったのが七十八件にふえた理由と破損修理が七件が六十六件にふえたわけを聞きたいとの質問があり、理事より、給水件数はほとんど伸びていないが、特にアパートとか大型建物が建たないで伸びている。また、給配水の件は五十八年度は寒波のために六万三千立方メートルほどの漏水があり無効水量は変わっていないが給水管等の破裂による漏水が起因して〇・五%程度の有収率の差ができた。それがために近年には修理件数が出たと思うとの説明がありました。

委員より、水道の収納率はどのくらいか。また、集金事務の検針事務委託料に二百二十一万円と下水道の使用料に徴収委託料が二千三百九十九万八千円というのが出ているが、検針という業務は下水道と水道では何かの比率で分けられているのかとの質問に対して、五十八年度の収納率は五十九年五月末現在九八・二九%であり、五十八年度分はこの十月末で九九・六八%であ